

包括支援センターだより

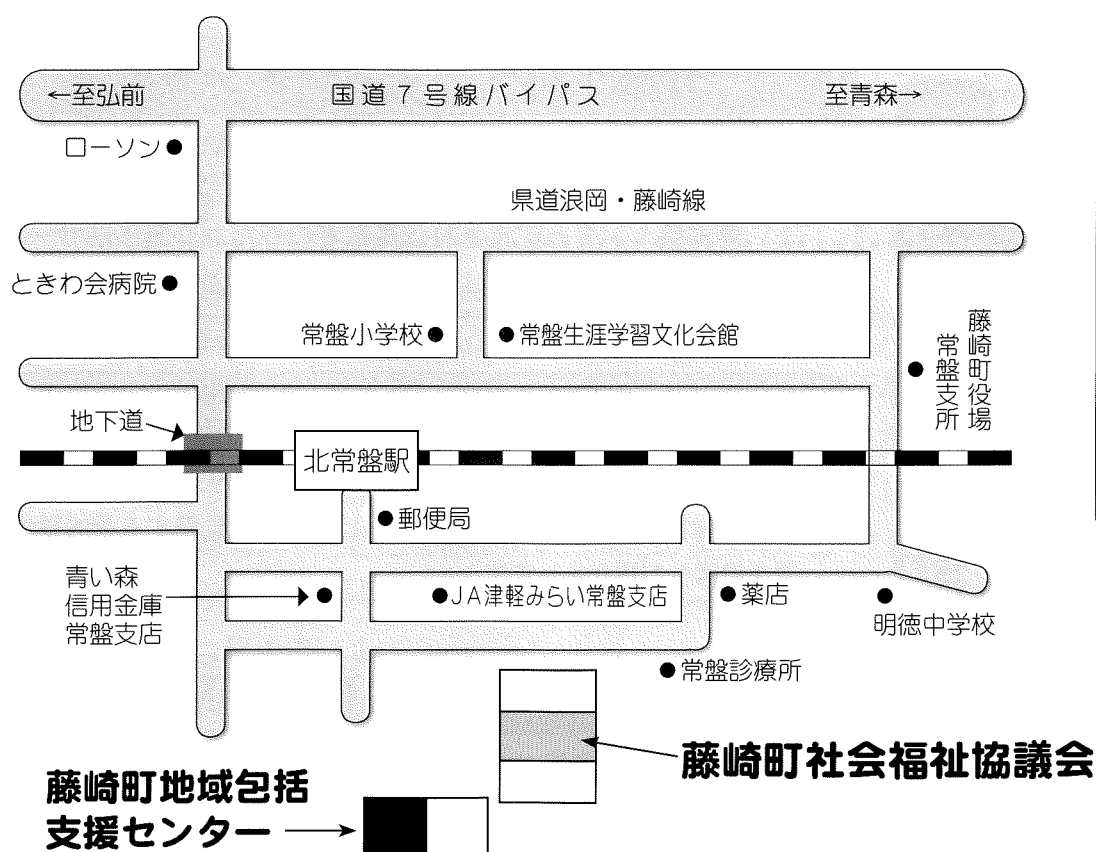
第1号 H22. 4. 1 発行

包括支援センターの場所が変わります。

介護や健康のことなど高齢者の日常に関する相談や支援を行っている「藤崎町地域包括支援センター」が、現在の役場1階から移転します。

これは**平成22年4月1日**から、地域包括支援センターの業務を町社会福祉協議会へ委託することになったためです。

住民のみなさまにはご不便をおかけすることになりますが、よろしくお願いします。
なお、包括支援センターの業務については、次のページから詳しくお知らせします。



案内図

藤崎町地域包括支援センター

【相談受付時間】月曜～土曜日：午前8時15分～午後5時

◆住所 藤崎町大字常盤字富田67-1

◆電話番号 ☎65-4155 FAX65-4159

地域包括支援センターはこんなところです

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、さまざまな方面から高齢者のみなさんを支える機関です。

地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師（看護師）などが中心となって高齢者のみなさんを支援します。職員はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけでなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えます。



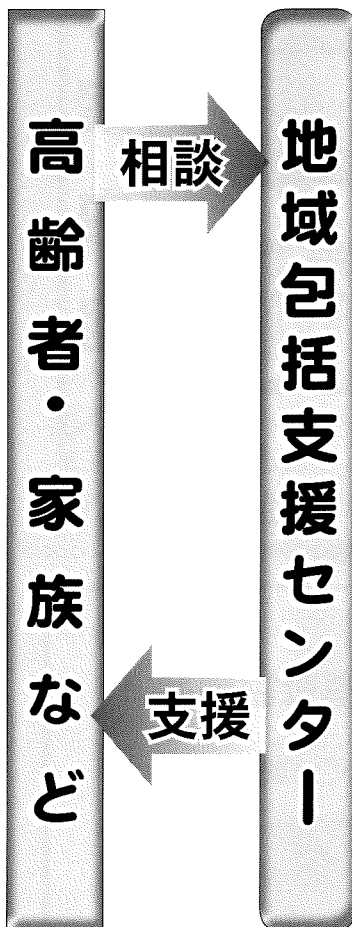
社会福祉士
八木橋 佐智子

看護師
福井 正子

主任介護支援専門員
山田 美千代

介護支援専門員
笹原 和子

地域包括支援センターの主な活動



介護予防ケアマネジメント事業

- 1) 要支援・要介護に該当しない方の介護予防サービスの相談を受けたり、計画を作成します。
- 2) 要支援1・2と認定された高齢者の新たな介護予防サービス（新予防給付）が適切に提供されるように調整します。

総合相談・支援事業

高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談の内容によって、介護保険サービス、制度に関する情報提供や、関係機関への紹介をします。

権利擁護・虐待の早期発見・防止

高齢者やその家族からの相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談の内容によって、介護保険サービス、制度に関する情報提供や、関係機関への紹介をします。

地域のケアマネジャーの支援

困難事例に関するケアマネジャーへの指導・助言やネットワークづくりなどを行います。

なんでもご相談ください！

気軽に相談してみましょう

これまで悩みや相談があったときに、「ここは担当ではない」「ここではわからない」などと言われ、相談することをあきらめてしまった経験はありませんか？介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関する事など、「どこに相談すればよいのかわからない」といった悩みも、まずは地域包括支援センターにご相談ください。必要なサービスや制度、関係機関の情報提供や紹介をします。また、緊急の対応が必要な場合には、職員が訪問するなどして相談者や関係機関と一緒に解決策を探ります。

ご相談はどなたでも！

高齢者本人からだけでなく、家族、近隣に暮らす人などからも、高齢者に関する相談を受け付けます。また、電話での相談もできますので、緊急のときや、家を空けられないときでも、お気軽にご相談ください。



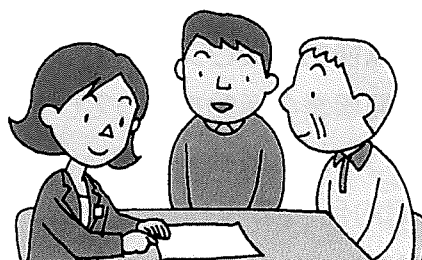
多方面からみなさんを支えます！

いつでもみなさんを見守っています

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんへの直接の支援だけでなく、みなさんを支えるケアマネジャーの支援もしています。地域包括支援センターには、一定の研修を終了した主任ケアマネジャーがいて、高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療機関や行政その他の関係機関との連携体制づくりをすすめています。また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導をして、質の高い支援の提供に努めています。

ケアマネジャーってどんな人？

介護支援専門員とも呼ばれ、介護の知識を幅広く持った専門家で、ケアプランの作成やサービス事業所、医療機関などとの連絡調整をします。また、介護保険のサービスを受けていてサービス事業者に苦情や不満があるときも、まずケアマネジャーに相談してみましょう。



みなさんの権利を守ります！

安心してくらすために知っておきましょう

高齢者を狙った悪質な訪問販売や住宅改修、消費者金融などの事件が増えています。地域包括支援センターでは、消費生活センターや行政などと協力して、高齢者の被害を未然に防ぐよう努めています。

また、お金の管理や契約に関することに不安があっても頼れる家族がいないなどの場合には、成年後見制度を利用できます。場合によっては、申し立てなどの手続きの支援もしますので、ご相談ください。

成年後見制度とは

不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において、適切な判断をすることが難しくなった人を支援する制度です。不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守ります。



介護はがんばりすぎないで！

高齢者の介護は、想像以上に大変です。「介護疲れ」が介護する人を追いつめストレスとなり、虐待を引き起こしてしまう場合もあります。ショートステイやデイサービスなどの介護保険のサービスを利用し、息抜きをしたり、介護の負担を減らすことが大切です。困った時は一人で悩まず、地域包括支援センターにご相談ください。

高齢者の尊厳を守りましょう

高齢者虐待とは、「家族で介護をしている人（家族・親族・同居者など）」または、「介護に従事する人」が高齢者に対して、心身を傷つけるような言動や人権侵害をすることです。高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は、市区町村に通報する義務があることを定めています。早期に発見し、第三者が介入することで虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を発見したり、虐待があると思われるときは、地域包括支援センターや市区町村の担当窓口などにご連絡ください。

出前講座のお知らせ

地域包括支援センターでは、介護予防の普及啓発事業の活動を知っていただくことを目的として、出前講座を行います。希望する団体（町内会・婦人会・老人クラブ・サークルなど）がありましたらご連絡ください。

